

山口県報

平成25年
3月19日
(火曜日)



山口県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県条例第二十四号

山口県議会委員会条例の一部を改正する条例

山口県議会委員会条例（昭和三十一年山口県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「総務政策委員会」を「総務企画委員会」に改め、同条総務政策委員会に関する部分中「及び総合政策部」を「、総合企画部及び産業戦略部」に改め、同条中「地域商工委員会」を「商工労働委員会」に改め、同条地域商工委員会に関する部分中「地域振興部、」を削る。

第四条に次の一項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第五条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 議員は、それぞれの常任委員となるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第四条に一項を加える改正規定及び第五条中第四項を第五項とし、第三項を第

目 次

条例	
山口県議会委員会条例の一部を改正する条例	一
山口県議会事務局の組織に関する条例の一部を改正する条例	二
山口県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例	三

四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県議会委員会条例第二条に規定する総務政策委員会又は地域商工委員会(以下「旧委員会」といふ。)(の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」といふ。)(に、改正後の山口県議会委員会条例(以下「改正後の条例」といふ。)(第五条第一項ただし書の規定により、改正後の条例第二条に規定する総務企画委員会又は商工労働委員会(以下「新委員会」といふ。)(の委員として指名されたものとみなす。

3 前項の規定により新委員会の委員として指名されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第三条第一項本文の規定にかかわらず、平成二十五年五月十一日までとする。

4 この条例の施行の際現に旧委員会の委員長及び副委員長である者は、施行日に、改正後の条例第七条第二項の規定により、新委員会の委員長及び副委員長として互選されたものとみなす。

山口県議会事務局の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第二十五号

山口県議会事務局の組織に関する条例の一部を改正する条例

山口県議会事務局の組織に関する条例(昭和四十二年山口県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 政務企画室

第二条第三項を削る。

第三条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 政務企画室

(一) 議員の調査研究に関すること。

- (一) 議員の提出する議案に関する事。
- (二) 広報に関する事。
- (三) 議長会に関する事。
- (四) 諸般の調査及び統計に関する事。
- (五) 議会史の編集に関する事。

第三条第二項を削る。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第二十六号

山口県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成二十三年山口県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十五年三月十九日
印刷

発行
行人所

山口県
知事
事庁